

自分たちで職場創りをしてみませんか 企業組合制度は個人の創業を応援する制度です

企業組合制度とは、こんな制度です

■企業組合は個人の創業を応援します

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって、資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。

組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一つの事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。

■企業組合はあなたのやる気と能力を活かすための組織です

ITだけが有効な技能だと思いませんか。誰にでも経験に基づいた様々な技能があります。知り合い同士の様々な経験・技能を活かして自分たちで職場創りをしてみませんか。

第三者に一方的に技能を評価されるのではなく、組合員となろうとする方々がお互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源にして事業と職場を同時に作り出す組織が企業組合です。

実施する事業に制限はありません。組合員となる方々が持っている経験や技能などを活かすことができる事業を自由に選択し実施することができます。

■企業組合は学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなで決定します

企業組合の組合員には年齢、学歴などの制限はまったくありません。勤務時間など、どのような働き方をするかは組合員全員で決定することができます。

組合員の働く場所を確保することが最大の目的ですから、一定の割合の方々には事業に従事する義務が課せられていますが、組合員以外の有効な外部経営資源を活用するため、一定の制限のもとに株式会社などの法人や任意団体も加入でき、連携しながら事業展開することができます。

企業組合は会社や任意団体などに比べて、有利な組織です

■小額の資本金で設立できます

小額の出資金で組織を作ることができます。1口の出資金額も自由に設定することができます。

■税制上の優遇措置が適用されます

代表理事の変更など法律に基づく登記に対する登録免許税や組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分に対する法人税については中小法人と同様、軽減税率が適用されます。

■組合員には有限責任制度が適用されます

無限責任制度が適用される合名会社や合資会社とは異なり、企業組合の出資者である組合員には株式会社と同様に有限責任制度が適用されるため、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。

合名会社、合資会社には、会社の債務に対して個人の全財産をもって弁済する義務を負う無限責任社員が必要となります。

■組合に対する発言権は平等です

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権

が平等に与えられますので、組織の民主的な運営が確保されます。組合員には事業運営に対して平等の権利が与えられます。

■事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が企業組合の事業に従事したことに対して受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得扱いとなります。もちろん、配当を受け取ることもできます。

また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同様の取り扱いを受けることができます。*

（* i）労働保険制度については、理事長（代表理事）及び役員（理事・監事）に就任している組合員には原則適用されません。ただし、理事長以外の役員に就任している組合員については、事業に従事する他の組合員や従業員と同様の就労実態にある場合（理事長の指揮監督下で、労働に従事し、それに対する賃金を得ている場合）には、（ハローワーク、労働基準監督署で個別案件ごとに判断し）適用されます。

（* ii）理事長の雇用保険については小規模企業共済制度を、理事長及び労災保険の適用されない理事長以外の役員の労災保険については、中小事業主等に対する特別加入制度（労災保険の制度）を活用することができます。

■営利追求ができる組織です

企業組合は株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益はNPOなどと異なり、出資者であり事業従事者である組合員に配分することができます。

将来的には、株式会社へ組合を解散することなく変更することもできます。

■行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます

千葉県や千葉県中小企業支援センター、千葉県中小企業団体中央会などを通じて、補助事業や助成事業など国や県の中小企業施策の各種支援を受けることができます。

また、商工中金、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関や千葉県等から融資を受けることができます。

行政庁（主に千葉県知事）の認可を受けることが組織作りの要件とされていることから、社会的信頼が得られるほか、行政庁や組合などの連携組織専門の支援機関である本会から、支援、指導、情報提供を受けることができます。

組合設立のためには、行政庁の認可が必要です

企業組合に限らず、中小企業組合を設立するためには、創立総会を開催し、定款、事業計画などを決定し、理事会において代表理事をはじめとした役員を選出するなどして、行政庁（主に千葉県）の認可と事務所の所在地を管轄する地方事務局（登記所）での登記が必要です。

定款・事業計画の作成や、創立総会の運営、設立認可申請書の整備等、組合設立までの諸準備に関しては本会がお手伝いいたします。

詳細につきましては、本会にご相談下さい

中央会は企業組合をはじめとする中小企業組合や連携組織の専門の支援機関です。その設立から運営・管理にいたるまで、連携組織に関することは何でも、お気軽にご相談下さい。

■千葉県中小企業団体中央会

指導相談室

〒2600026 千葉市中央区千葉港4-2 TEL. 043-242-3277

銚子支所

〒2880045 銚子市三軒町19-4 TEL. 0479-24-1570

松戸支所

〒2710092 松戸市松戸2060 TEL. 047-368-3992